定款変更につき通知公告

左記会社は、平成二十八年十一月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に各社の株券は無効となります。

平成二十八年十一月二日

東京都青梅市末広町一丁目七番地二

（甲）やまびこ東部株式会社

代表取締役　大森　亮人

北海道札幌市厚別区大谷地東一丁目二番二〇号

（乙）やまびこ北海道株式会社

代表取締役　佐藤　広志

宮城県仙台市若林区卸町東五丁目一番五〇号

（丙）やまびこ東北株式会社

代表取締役　岩本　誠司

愛知県清須市西枇杷島町宮前一丁目三九番地

（丁）やまびこ中部株式会社

代表取締役　鳥越　克博

岡山県岡山市南区藤田五六六番地一五九

（戊）やまびこ西部株式会社

代表取締役　佐藤　賢一

福岡県大野城市白木原五丁目三番七号

（己）やまびこ九州株式会社

代表取締役　井ノ上博彦

東京都青梅市末広町一丁目七番地二

（庚）やまびこ産業機械株式会社

代表取締役　樋口　和彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十一月二日

石川県金沢市戸水二丁目二七番地

丸一石油株式会社

代表取締役　吉岡英一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十一月二日

静岡県富士市入山瀬浅間北五二八番地

株式会社中央保険代理事務所

代表取締役　稲葉　邦文

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十一月二日

愛知県名古屋市中区栄五丁目二六番三九号

プロスペックホールディングス株式会社

代表取締役　遠山　知宏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十一月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十一月二日

兵庫県小野市匠台一〇番地

神戸合成株式会社

代表取締役　宮岡　督修

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である安藤好剛が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月二日

日本における営業所

埼玉県川口市南鳩ヶ谷七丁目二四番九号

日本における代表者の住所

埼玉県川口市青木四丁目二二番七―四〇四号

Creative Future Consulting,Inc.

日本における代表者　安藤　好剛

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である西誠一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月二日

兵庫県神戸市東灘区向洋町中一丁目一〇番地一〇一号棟一六〇二号室

Ｐｏｎｏ　Ｓｃｉｅｎｃｅｓ　ＬＬＣ

日本における代表者　西　誠一

限定承認公告

本籍徳島県阿南市上中町南島七七〇番地二、最後の住所徳島県阿南市上中町南島七七〇番地七

被相続人　亡　原　芳史

右被相続人は平成二十八年三月二十八日死亡し、その相続人は平成二十八年十月七日徳島家庭裁判所阿南支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日

栃木県宇都宮市江曽島町一三四八番地一一

限定承認者　増渕　明子

栃木県宇都宮市清住三丁目五番三号

代理人弁護士　石井　信行

限定承認公告

本籍東京都中央区銀座二丁目一番地一、最後の住所埼玉県入間市大字上藤沢八五一番地一

被相続人　亡　岩間　俊子

右被相続人は平成二十八年八月十四日死亡し、その相続人は平成二十八年十月二十一日さいたま家庭裁判所川越支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日

長野県安曇野市豊科光一七〇八番地四〇

相続財産管理人　岩間　光輝

限定承認公告

本籍静岡県駿東郡清水町新宿二六九番地、最後の住所神奈川県大和市福田二六〇〇番地一二クレールメゾン二〇二号

被相続人　亡　長谷川　惇

右被相続人は推定平成二十八年八月二十七日死亡し、その相続人は平成二十八年十月二十一日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日

静岡県駿東郡清水町新宿二六九番地

相続財産管理人　長谷川親正

限定承認公告

本籍大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町一丁六五六番地、最後の住所堺市西区上野芝向ヶ丘町一丁目一九番一九―四〇二号

被相続人　亡　清水　達也

右被相続人は平成二十八年五月十四日死亡し、その相続人は平成二十八年十月二十日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二日

大阪市北区天神橋二丁目五番二五号若杉グランドビル五階五〇一号室

相続財産管理人清水美惠子

代理人弁護士　木部　徹之

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年九月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年十一月二日

東京都千代田区神田司町二丁目六番地司町ビル五階

株式会社ジャパンエキスプレス　確定給付企業年金

清算人　冨沢　進一

正　誤

平成二十八年八月十二日（号外第百七十八号）

国土交通省告示第九百二十七号（賃貸住宅管理業者登録規程の一部を改正する件）

（原稿誤り）

七ページ上段九行目「及び第八号」を「及び第九号」に改め」は「第一号及び第八号」を「第一号、第八号及び第十号」に、「第七号及び第九号」を「及び第八号から第十号まで」に改め」の誤り。

同ページ同段一四行目「第六条第一項第七号中」は「第六条第一項中「第十二条」を「第十三条」に改め、同項第七号中」の誤り。

平成二十八年八月十二日（号外第百七十八号）

国土交通省告示第九百二十八号（賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一一ページ上段終りから四行目「説明をさせなければ」に改め、同項第三号中」は「説明をさせなければ」に改め、同項第二号中「第五条第四号」を「第五条第一項第四号」に改め、同項第三号中」の誤り。

同ページ下段八行目「第七条に規定する者」は「実務経験者等」の誤り。

同ページ同段一二行目「第九条第一項第三号中」は「第九条第一項第二号中「第六条第三号」を「第六条第三項第一号」に改め、同項第三号中」の誤り。

同ページ同段終りから一七行目の次に次のように加える。

第十一条第一項第二号中「第六条第三号」を「第六条第一項第三号」に改める。

同ページ同段終りから一二行目の次に次のように加える。

第二十条中「第八条」を「第九条」に改める。

◉号外　十一月一日付特第三八号二
府調達第二〇六号一六ページ
ページ●同月二日付第二四三号六四ページ●同日付政
ジ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）